|  |
| --- |
| 企業集団内部統制に関する監査役職務確認書  金融商品取引法編  （2023年3月改訂版）  「内部統制報告書」提出会社（上場会社等）が対象です。 |

≪目次≫

　　　　　（監査役職務確認項目）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ページ番号）

親会社監査役としての親会社における監査役職務

Ⅰ．代表取締役に対する監査　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 2 - 3

監査のポイント１（代表取締役の内部統制認識）

Ⅱ．取締役会等における取締役職務の監査　　　　　　　　　　　　　　　 　3

　　監査のポイント２（取締役会等の意思決定・監督義務）

Ⅲ．子会社・関連会社を主管する統括本部等（担当取締役）の監査　　　　 4

　　監査のポイント３（主管する統括本部等の内部統制管理）

Ⅳ．内部監査部門との意見交換　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 5

　　監査のポイント４（内部統制の有効性評価）

Ⅴ．監査人との意見交換　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 5 - 6

　　監査のポイント５（監査人との意見交換）

○金融商品取引法編で共通する法令等　　　　　 　　　 　　　　　　　　　6

○　　　同　　　　　共通する確認資料例　　　 　　　　　 　　　　　　　6

※小見出し及び用語の説明については会社法編を参照してください。

**≪親会社監査役としての親会社における監査役職務≫**

**Ⅰ．代表取締役に対する監査**

|  |
| --- |
| **監査のポイント１（代表取締役の内部統制認識）**  　企業集団における財務報告に係る内部統制の構築・運用において，親会社の代表取締役の果たす役割は、重要となります。  自社及び企業集団における財務報告に係る内部統制の構築・運用・評価の方針を明確に表明し、主管統括本部を定め、有効性評価を進めて、改善すべき不備が発見されれば改善の指示を行い、事業年度末に「内部統制報告書」において内部統制の有効性を表明します。  監査役は、代表取締役が、この一連の手順を適切に進捗させていることを確認する必要があります。  また、代表取締役が、会社の事業内容、規模、リスクの状況、その他会社の特性に照らして過剰な対応がないように留意していることが重要です。 |

**（01.方針決定周知）**

□1.代表取締役が、「財務報告の信頼性が必要不可欠であり、財務報告に係る内部統制の構築・運用及びその有効性評価が重要であること」について認識し、親会社の社内並びに各子会社・関連会社の代表取締役及び財務担当取締役等に対し、その旨を周知していることを確認した。

**（02.リスク認識）**

□2.代表取締役が、グループ経営の観点で「企業集団の財務報告に係る内部統制上の共通の重要なリスク」について認識していることを確認した。

（注）不適正な財務報告が行われる重要なリスクには、①代表取締役及び財務担当取締役が主導又は関与する場合、②連結財務報告に重要な影響を及ぼす情報を適時適切に把握できない場合、③対外的に報告又は公表すべき情報が隠蔽される場合、④監査人が不適正を見過ごす又は関与する場合、などが含まれる。

□3.代表取締役が、親会社及び重要な子会社・関連会社それぞれの固有の「財務報告に係る内部統制上の重要なリスク」について、把握していることを確認した。

**（04.報告承認体制）**

□4.代表取締役が、親会社及び各子会社・関連会社の財務報告に係る内部統制の構築・運用状況及び有効性評価の方法について、企業集団における財務報告に係る内部統制の構築・運用の推進を主管する統括本部（以下、「財務報告内部統制推進統括本部」という。）の担当取締役、及び有効性評価を主管する統括本部の担当取締役から適宜に報告を受けていることを確認した。

□5.代表取締役が、事業年度末における有効性評価結果について、企業集団における財務報告に係る内部統制の有効性評価を主管する統括本部の担当取締役から報告を受けたことを確認した。

□6.有効性評価結果において、事業年度末において改善すべき重要な不備が発見されていた場合、代表取締役が取締役会で報告し、その改善を指示したことを確認した。

□7.事業年度末及びそれ以後の有効性評価結果に「開示すべき重要な不備」があった場合、内部統制報告書に、財務報告に係る内部統制は有効でない旨とその重要な不備の内容を記載していることを確認した。ただし、「開示すべき重要な不備」に対する是正措置を事業年度末日後に実施している場合は、その内容と是正結果を「付記事項」に記載していることを確認した。

|  |
| --- |
| コメント記入欄（確認できていない項目、確認が一部できていない項目について） |

**Ⅱ．取締役会等における取締役職務の監査**

|  |
| --- |
| **監査のポイント２（取締役会等の意思決定・監督義務）**  　取締役会等においては、会社法で求める内部統制システムの構築・運用と同様に、財務報告に係る内部統制の構築・運用に関しても、代表取締役と主管する担当取締役の取り組み状況を監督する必要があります。  監査役は、必要な決議又は報告が適時に行なわれていること、また、代表取締役が有効性評価を適切に実施していることを確認しなければなりません。 |

**（04.報告承認体制）**

□8.取締役会等で、企業集団全体の財務報告に係る内部統制の構築・運用・有効性評価に関する基本方針や取組方針等について決議又は報告がなされていることを確認した。

□9.取締役会等で、親会社及び重要な子会社・関連会社それぞれの固有の「財務報告に係る内部統制上の重要なリスク」について、報告がなされていることを確認した。

□10.会社法による内部統制システムの構築に関する取締役会決議の中に、「企業集団における内部統制システムの構築に関する事項、及び財務報告の信頼性及びそれを確保するための企業集団における内部統制体制の構築に関する事項」を定めていることを確認した。

□11.取締役会等で、事業年度末における有効性評価結果について、代表取締役等から報告がなされていることを確認した。

□12.取締役会等で、事業年度末における有効性評価結果について報告がなされた際に、改善すべき重要な不備があった場合は、改善計画及び改善見通しについても報告があったことを確認した。

□13.取締役会等で、監査人による事業年度末における財務報告に係る内部統制の監査結果が、代表取締役等から報告されたことを確認した。

□14.事業年度末において、「開示すべき重要な不備」が存在する場合、その是正状況及び今後の是正方針について、取締役会にて報告があったことを確認した。併せて、計算書類等・財務諸表等に及ぼす影響について、及び「内部統制報告書」に記載する内容について報告があったことを確認した。

|  |
| --- |
| コメント記入欄（確認できていない項目、確認が一部できていない項目について） |

**Ⅲ．子会社・関連会社を主管する統括本部等（担当取締役）の監査**

|  |
| --- |
| **監査のポイント３（主管する統括本部等の内部統制管理）**  　企業集団における財務報告に係る内部統制の構築・運用は、親会社の中で主管する統括本部を定めて推進することになります。  複数の統括本部が推進に関わることもあるので監査役としては、それらすべての統括本部及び担当取締役と意見交換する必要があります。具体的な推進状況、特に、当事業年度において「改善すべき不備」や「開示すべき重要な不備」が残存している場合は、その改善状況が適切であるかを監査しなければなりません。 |

**（04.報告承認体制）**

□15.財務報告内部統制推進統括本部が親会社内にあることを確認した。

□16.財務報告に係る内部統制の構築・運用・有効性評価に関する基本方針を立案し、評価対象とする子会社・関連会社、評価対象とする勘定科目、及び評価方法等を決定し、取締役会等で報告していることを確認した。

□17.財務報告に係る内部統制の構築・運用・有効性評価に関する基本方針を子会社・関連会社の代表取締役、財務担当取締役、及び有効性評価を主管する部門担当取締役に周知していることを確認した。

□18.親会社及び各子会社・関連会社それぞれの固有の「財務報告に係る内部統制上の重要なリスク」について、調査、評価し、取締役会等で報告していることを確認した。

□19.財務報告に係る内部統制の構築・運用・有効性評価に関して、ＩＴにおける内部統制の評価範囲・評価方法、ＩＴにおけるリスク、についても決定し、取締役会等で報告していることを確認した。

□20.財務報告に係る内部統制の構築・運用状況、改善状況について、適時、適宜に取締役会等で報告していることを確認した。

**（05.内部監査・モニタリング）**

□21.事業年度末における有効性評価結果において改善すべき重要な不備があった場合は、それに対する改善計画及び改善見通しについて確認した。

□22.事業年度末において、「開示すべき重要な不備」が存在する場合、計算書類等・財務諸表等に及ぼす影響について、財務報告内部統制推進統括本部と意見交換し、その内容が適切であることを確認した。

**（06.教育研修）**

□23.財務報告に係る内部統制の構築・運用に関わる者、及び経理・財務に関する十分な専門性を有する者を、親会社及び各子会社・関連会社に配置するために、人材の教育計画を立案し、その実施状況を監視していることを確認した。

**（09.監査人監査）**

□24.事業年度末に行われた監査人による財務報告に係る内部統制の監査結果について、財務報告内部統制推進統括本部が、監査人から報告を受け、意見交換をしていることを確認した。

|  |
| --- |
| コメント記入欄（確認できていない項目、確認が一部できていない項目について） |

**Ⅳ．内部監査部門との意見交換**

|  |
| --- |
| **監査のポイント４（内部統制の有効性評価）**  監査役は、企業集団における財務報告に係る内部統制の有効性評価を主管する統括本部（親会社の内部監査部門）と、有効性評価の方法、評価活動の進捗状況、事業年度末及び事業年度末後の評価結果について、適時意見交換をする必要があります。とりわけ、企業集団内の全社レベルの内部統制（統制環境等）の評価については、十分な意見交換が必要です。特に「改善すべき不備」や「開示すべき重要な不備」が残存する場合は、改善計画、改善の見通しについて十分に確認しなければなりません。  併せて、上記統括本部が、有効性評価が形式的チェックに陥ったり、マンネリ化することなく、実効性を確保していると認識していることも確認する必要があります。 |

**（05.内部監査・モニタリング）**

□25.財務報告に係る内部統制の有効性評価は、内部監査部門が主管していることを確認した。

□26.財務報告に係る内部統制の有効性評価の方法（ＩＴ全般統制の有効性評価の方法を含む）について報告を受け、その内容について意見交換を行い、必要に応じて証跡の閲覧及び運用テスト等への立会い等を行い、実際の状況を確認した。

□27.財務報告に係る内部統制の有効性評価の進捗状況、並びに事業年度末及び事業年度末後における有効性の評価結果（ＩＴ全般統制を含む）について、適時に報告を受け、その内容について意見交換した。

□28.事業年度末における、内部監査部門による有効性評価の結果と監査人による監査結果について、意見が異なることがないことを確認した。意見が異なる場合は、その重要性等について内部監査部門と意見交換をした。

□29.内部監査部門による有効性評価結果、又は監査人による監査結果により、「開示すべき重要な不備」が、事業年度末において存在する場合、その重要性について十分に意見交換を行い、「内部統制報告書」に、その旨の記載が適切にされていることを確認した。

|  |
| --- |
| コメント記入欄（確認できていない項目、確認が一部できていない項目について） |

**Ⅴ．監査人との意見交換**

|  |
| --- |
| **監査のポイント５（監査人との意見交換）**  　財務報告に係る内部統制では、企業集団における財務報告に係る内部統制の有効性の評価の責任は親会社の代表取締役が負っていますが、監査人は、財務諸表監査と並行して財務報告に係る内部統制監査を行い、代表取締役によって実施された有効性評価結果（「内部統制報告書」）について、監査証明（「内部統制監査報告書」）として意見表明をします。  監査役は、監査人の意見表明の内容、その根拠、監査の方法等について報告を受け、内容を確認する必要があります。  併せて、監査役は業務監査の過程等で知り得た情報で、財務報告に係る内部統制の実効性に重要な影響を及ぼすと認められる事項について、監査人との情報の共有に努める必要があります。 |

**（09.監査人監査）**

□30.企業集団における財務報告に係る内部統制の構築・運用、リスクの評価、内部統制の有効性の評価範囲・評価の方法等についての基本方針を会社が決定する際に、会社と監査人が十分に意見交換を行なったことを確認した。

□31.監査人による財務報告に係る内部統制上のリスクの評価、監査の計画、往査の対象子会社・関連会社、その他の監査の方法について、監査人と十分に意見交換を行い、必要に応じて往査に同行し、監査の方法が適切であることを確認した。

□32.事業年度末において計算書類等の監査結果の報告を受ける際に、財務報告に係る内部統制に関する監査の経過的な意見が、監査人から会社及び監査役に文書で提出されたことを確認し、その内容について十分に意見交換した。

□33.監査人により事業年度末後に実施された財務報告に係る内部統制に関する監査を含めて、監査人の監査結果に「開示すべき重要な不備」が残存していないことを確認した。「開示すべき重要な不備」が、事業年度末において存在する場合、その重要性、及び計算書類等・財務諸表等に与える影響等について、監査人と十分に意見交換した。

□34.財務報告に係る内部統制の「内部統制報告書」に対する監査人による監査結果について、監査人と意見交換し、監査人による「監査証明」（「内部統制監査報告書」）を会社が受領したことを確認した。

|  |
| --- |
| コメント記入欄（確認できていない項目、確認が一部できていない項目について） |

**［金融商品取引法編で共通する法令等］**

○会社法362条4項6号[内部統制システム]、5項［取締役会の決議］

会社法施行規則100条1項5号［企業集団における業務の適正を確保するための体制］

○会社法381条1項［監査役の職務・権限］

○金融商品取引法24条の4の4[財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価]

○企業内容等の開示に関する内閣府令第1条1項23号[企業集団の定義]

○金融庁企業会計審議会「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び

監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」（令和元年12月6日改訂）

○金融庁企画市場局「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令」の取扱

いに関する留意事項について（内部統制府令ガイドライン）（令和2年3月）

○企業会計審議会「監査における不正リスク対応基準」第二17・18［監査役等との連携・報告］

○日本監査役協会「監査役監査基準」（令和3年12月16日改定）25条[内部統制システムに係る監査]、

26条[企業集団における監査]、39条[企業集団における監査の方法]

○日本監査役協会「内部統制システムに係る監査の実施基準」（令和3年12月16日改定）14条[財務報告内部統制に

関する監査]

○監査懇話会「監査役職務確認書」（2023年3月第13回改訂）Ⅱ-6．[金融商品取引法に基づく内部統制監査]、Ⅱ-11.

[企業集団に関する監査]

○日本監査役協会・日本公認会計士協会「監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告」（平成30年1月25日改

正）

**［金融商品取引法編で共通する確認資料例］**

|  |
| --- |
| 財務報告に係る内部統制リスクの評価表、同リスクマップ等、会社法の内部統制システムに係る取締役会決議、財務報告に係る内部統制構築の基本方針書、財務報告に係る内部統制有効性評価の基本方針書、取締役会等議事録、企業グループ経営者会議議事録、企業グループ内通達、財務報告に係る内部統制制度に関する規程類、財務報告に係る内部統制を主管する統括本部等の報告文書、財務報告に係る内部統制の有効性評価を主管する統括本部等の報告文書、内部統制有効性評価結果（全社的内部統制の評価結果、決算・財務報告業務プロセス統制の評価結果、ＩＴ全般統制の評価結果）、内部統制委員会等議事録、監査人の内部統制監査結果報告、内部統制報告書原案、等 |

以　上